⑸　本工事は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」のうち「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に示す設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する工事である。

⑹　本工事は、技術提案書の提出を行い、下記３「優先交渉権者の選定に関する事項」に基づき優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者との価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　設計業務の参考額は２億円程度（税込み）を想定している。なお、設計業務の参考額には、工法の確実性をより高める検討を目的とした実証実験等の費用は含まない。また、工事の参考額及び参考工期は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対し別途通知する。

２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　審査基準日（下記４⑶①に示す提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　審査基準日において「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,700点以上の土木工事の有資格者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,700点以上の土木工事の有資格者であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　審査基準日において「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,400点以上の土木工事の有資格者の２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,400点以上の土木工事の有資格者であること。）であること。

なお、特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記２⑵に示す条件を満たす場合を除く。）。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　審査基準日から設計業務の見積合せの日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。また、工事の契約相手方決定の日において、資格登録停止を受けていないこと（当社が「地域２」において講じた資格登録停止期間との重複がないこと。）。特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。ただし、競争参加資格確認申請書提出期限日の翌日から、工事の契約相手方決定の日までの期間においては、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑸　審査基準日において、平成16年度以降に元請としてしゅん功（完了）認定された下記の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は各々１件とする（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを提出すること。）。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

同一工事において次のイ）及びロ）の実績を有すること

イ）外径３m以上の密閉型シールドトンネル工事

ロ）補助工法（凍結工法又は注入工法）の施工実績

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

次の施工実績を有すること

密閉型シールドトンネル工事又は補助工法（凍結工法又は注入工法）を用いたトンネル工事

⑹　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事の契約締結日の翌日から工事現場が稼働（準備工を含む）をしている期間とする。

①　専任の主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

②　配置予定技術者の工事経験

単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（共同企業体を構成する場合は各構成員のうち１名以上）が、平成16年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次に掲げる工事の経験を有すること（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）。

密閉型シールドトンネル工事又は補助工法（凍結工法又は注入工法）を用いたトンネル工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、本工事の競争に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認申請書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、競争参加資格確認申請書提出日に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務の契約期間において配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体として設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良い。

①　設計管理技術者

設計管理技術者は、下記の１）及び２）に示す要件を満たす者で、かつ日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）下記のいずれかの資格を有する者

イ）技術士［総合技術監理部門（建設―トンネル）又は（建設―施工計画、施工設備及び積算）］